

農地転用（太陽光発電事業）申請書類一覧

<p>一般の添付書類 (必須)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（正3部以上） ・委任状（委任等による代理申請となる場合） ・土地の登記事項証明書（記載と現況が同一でない場合、戸籍附票等も必要。 また、抵当権の設定がある土地については、抵当権者の同意が必要） ・公図・位置図・配置図 ・事業計画概要書（撤去費用等まで含んだ資金計画であること） ・埋蔵文化財確認書 ・融資証明・残高証明
<p>一般の添付書類 (必要に応じて)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の意見書（区域内のみ） ・貸借に係る同意書・契約書 ・取水・排水同意書（水利権・漁業権等が関係する場合のみ） ・法人の登記事項証明書（法人の場合） ・法人の定款又は寄付行為（写しで可・法人の場合） ・法人の議決書（写しで可・法人で定款等により議決を必要とする場合のみ） ・用地取得、建設計画に係る議会の議決を証する書類（自治体等が申請の場合） ・工程表（工期1年以上の場合、一時転用の場合） ・同意書（相続地、共有地の場合）
<p>太陽光発電設備に係る 添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的に発電や売電の事業の記載がある定款・寄付行為 (写しで可・法人の場合) ・経済産業大臣の認定を証する書類（申請書不可） ・発電出力・パネルの大きさ・枚数・配置関係がわかる書類 (配置図等に記載されたもので可) ・東北電力との売電・買取の契約を証する書類（契約書の写し・申請書不可） ・雨水等の排水が適切に処理されることを証する書類（計画書等に記載も可） ・設置後の維持管理の計画がわかる書類（計画書等に記載も可）
<p>その他の許認可等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用等事業事前協議（面積により必要ない場合あり）
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の認定は受けているのか？（概ね3か月程度要する） ・東北電力に売電の申請は行っているのか？（概ね1週間程度要する） ・造成はするのか？ ⇒造成がある場合、土地利用等事業事前協議が必要